

後期高齢者医療保険料の決定通知書の誤りについて

(口座振替情報が正しく反映されていない)

2025 年 1 月 27 日

郡山市市民部

国民健康保険課

課長 二瓶 正仁

TEL : 924-2148

令和 7 年 1 月 17 日 (金) に郵送した「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書」において口座振替 (自動払込み) の申込をしている 48 名の方々に、口座振替ではない通知書及び窓口等で保険料を納付いただく納付書をお送りしていた事が判明しました。

1 判明の経緯

- ① 1 月 21 日 (火) 午前 10 時頃、国民健康保険課に東邦銀行から電話での問い合わせあり。
→東邦銀行の窓口で「口座振替依頼書を出したのに納付書が届いた」との申し出があった。
→東邦銀行の確認では、口座振替の登録がされていた。
→市側の状況を確認したい。
- ② 本市国民健康保険課で調査したところ、口座振替予定にもかかわらず、口座振替ではない通知書及び窓口等で納付いただく納付書をお送りした事が判明しました。
- ③ 誤りの件数 48 名の方々への通知書 48 件

2 誤りの影響

保険料を納付書で納付した場合、口座振替が行われた時点で保険料の二重納付となります。

3 誤りの原因

- ① 計画期間外での端末機からデータ入力
国民健康保険課職員が、定められた期日後に情報入力を行った。
システム運用業務の受託者に支障がないか確認したところ、問題ないとの回答を受けた。
- ② システム運用業務の実施
業務受託者が通知書及び納付書の作成処理を実施した。
口座情報の判定に誤りが発生した。(実行したプログラムが①の状況を想定していなかった。)
(誤) 令和 7 年 1 月 6 日 (普通徴収 5 期の納期限) 時点で有効な口座
(正) 令和 7 年 1 月 31 日 (普通徴収 6 期の納期限) 時点で有効な口座
※業務受託者 ㈱福島情報処理センター

4 市の対応

1 月 23 日に対象の 48 名中 47 名の方々に連絡し、口座振替予定であることを説明し、今回送った納付書の破棄をお願いいたしました。

また、連絡がつかない 1 名につきましては、お詫びと説明の文書を御自宅にお届けしました。

なお、18 名の方々が既に保険料を納付されたことが判明しており、二重納付とならないよう、今回の納期分については、口座振替を行いません。

5 再発防止について

(1) 国民健康保険課の対応

定められた処理期間及び手順を遵守するとともに、やむを得ずイレギュラーな処理が必要となった場合は、上司や業務受託者とよく協議し、処理結果を充分に確認することを徹底します。

(2) 業務受託者への要請

本市からの問合せに対しては、正しい回答をするよう要請しました。

やむを得ずイレギュラーな処理を行った場合は、受託者内での確認を充分に行うとともに本市に対し、該当する処理及び懸念すべき事項を具体的に説明するよう求めました。